



CREATIVE Management Consulting Co., Ltd.
日本国公認会計士 金澤 厚



第135回 タイ国 ビジネス事例 不正競争防止法改正

前回は、外国公務員贈賄の事案をご紹介しました。外国公務員贈賄を規定しているのは不正競争防止法という法律です。この法律につきましては、本年 6 月に「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が成立・公布され、1 年以内に改正法が施行される予定となりました。

今回は不正競争防止法についてご紹介すると共に、その改正についてもご紹介します。

(不正競争防止法とは)

不正競争防止法は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする(不正競争防止法第1条、以下法令名省略)法令です。

事業者間の公正な競争の促進には、事業者の営業上の利益の保護(→私益)及び公正な競争秩序の維持(→公益)の二つの側面があります。

国際約束とは、パリ条約や虚偽の又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定、OECD 外国公務員贈賄防止条約等など日本が批准し国会が承認した条約などをさします。

これらの目的を達成するため、不正競争の防止、不正競争に係る差止め・損害賠償に関する**措置**を規定しています。

この措置には、民事的措置と刑事的措置があり、**民事的措置**として以下があります。

- ・差止請求権(第3条)、・損害賠償請求権(第4条)、・損害額・不正使用の推定等(第5条等)、
- ・書類提出命令(第7条)、
- ・営業秘密の民事訴訟上の保護(第10条等)(秘密保持命令、訴訟記録の閲覧制限、非公開審理)、
- ・信用回復の措置(第14条)(不正競争を行って他人の営業上の信用を害した者に対して、裁判所がその営業上の信用を害された者の営業上の信用を回復するのに必要な措置を命ずること)

一方、**刑事的措置(刑事罰)**として、不正競争のうち、一定の行為を行った者に対して、以下の処罰を規定しています。

- ・**罰則**(第21条):営業秘密侵害罪:10年以下の懲役又は2000万円以下(海外使用等は3000万円以下)の罰金、その他5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
- ・**法人両罰**(第22条:行為者の他に法人も罰せられる):営業秘密侵害罪の一部について5億円(海外使用等は10億円)以下の罰金、その他3億円以下の罰金
- ・**国外の行為に対する処罰**(第21条第6項・第7項・第8項)(営業秘密侵害罪、秘密保持命令違反、外国公務員贈賄罪)や営業秘密侵害行為による不当収益等の没収(第21条第10項等)があります。

(外国公務員贈賄に対する罰則の強化)

今回の改正では、OECD 外国公務員贈賄防止条約に基づく外国公務員贈賄罪について、OECD からの勧告も踏まえ、条約をより高い水準で的確に実施するため、

- ・国内のバランスを図り、他加盟国と遜色ない水準となるよう、自然人・法人の法定刑(罰金・懲役)が、**自然人:罰金 3,000 万円以下、懲役 10 年以下、法人:罰金 10 億円以下**に引き上げられました。(従来は、自然人:罰金 500 万円以下、懲役 5 年以下、法人:罰金 3 億円以下でした)

・海外での贈賄行為について、従業員国籍を問わず処罰可能とし、結果として外国人従業員が所属する海外の日本企業も両罰規定により処罰されることが明確化されました。

(不正競争防止法の日本の法体系における位置づけ)

① 民法との関係では、不法行為法の特別法として位置づけられます。

民法第709条で、不法行為による損害賠償請求権として、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。」とされています。

一方、不正競争防止法では、事前に差止請求権として請求できることが法定されています。

② 知的財産法との関係では、知的財産法の一環と位置づけられます。

「不正競争」に該当する行為の規制(＝行為規制)により知的財産の保護等を図ることが規定されています。これに対して、産業財産権法(特許、実用新案、意匠、商標)は客体に権利を付与するという方法(権利創設)により知的財産の保護を図ります。

③ 刑法・刑事訴訟法との関係では、贈賄及び営業秘密に係る不正行為の処罰による補完等としての意義があります。

- ・詐欺罪、贈収賄罪、窃盗罪や横領罪等の補完
- ・法人処罰に係る公訴時効期間(法人処罰の基となった個人の罪の時効期間まで伸長)
- ・営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続の特例

④ 独占禁止法との関係では、競争秩序維持に一定の役割を担っています。

・独占禁止法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)は、「公正かつ自由な」競争秩序の維持を目的としています。また、景品表示法(不当景品類及び不当表示防止法)は、一般消費者の利益保護(一般消費者による自主的かつ合理的な選択)を目的としています。

(罰則の強化以外の主な改正内容)

知的財産の分野におけるデジタル化や国際化の更なる進展などの環境変化を踏まえ、主に以下の改正内容が含まれています。

・デジタル空間における模倣行為の防止

商品形態の模倣行為について、デジタル空間における他人の商品形態を模倣した商品の提供行為も不正競争行為の対象とし、差止請求権等を行行使できるようにされます。この点、商品の概念にデータなどの無体物を含むことが明確化されることが重要ですが、今後逐条解説に含まれると見込まれています。

・営業秘密・限定提供データの保護の強化

不正競争防止法について、ビッグデータを他者に共有するサービスにおいて、データを秘密管理している場合も含め限定提供データとして保護し、侵害行為の差止め請求等が可能とされます。

また、損害賠償請求訴訟で被侵害者の生産能力等を超える損害分も使用許諾料相当額として増額請求が可能となるなど、営業秘密等の保護が強化されます。

・国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化

不正競争防止法について、国外において日本企業の営業秘密の侵害が発生した場合にも一定の場合に日本の裁判所に訴訟を提起でき、日本の不正競争防止法が適用できるようになります。

CREATIVE MANAGEMENT CONSULTING Co., LTD.

会計、税務に関する各種相談、顧問、タイに進出する日系中堅企業を強力に支援いたします。

1.税務診断、2.M&A サポート、3.スタートアップサービス、4.管理支援サービス

【連絡先】日本国公認会計士 金澤 厚

Mobile:+66 8 4708 2408 E-mail: kanazawa@cmcs.co.th